

共 同 参 画



Special Feature 1

特集1 / 第54回国連婦人の地位委員会
「北京+15」記念会合の開催

Special Feature 2

特集2 / 2010 APEC 女性リーダーズネットワーク (WLN)
会合に向けてのキックオフセミナーの開催

Special Interview

スペシャル・インタビュー / アンドリーナ・リーバ氏
WLN共同創設者・元共同議長
リーバ・エンタープライズ社長



主な予定

Schedule

6月	男女雇用機会均等月間（主唱：厚生労働省）
6月	第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）
6月中旬	男女共同参画白書公表
6月20日	男女共同参画宣言都市奨励事業（大分県豊後大野市）
6月22日	男女共同参画社会づくりに向けての全国会議
6月22日	男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰
6月22日	女性チャレンジ賞・支援賞・特別部門賞表彰、男女共同参画週間キャッチフレーズ最優秀賞表彰
6月23日～29日	男女共同参画週間（主唱：男女共同参画推進本部）

巻頭言

共同参画に寄せて

Foreword

APEC/WLN
実行委員長
NPO法人J-Win
理事長
ベネッセホールディングス
取締役副社長
ベルリッツインターナショナル代表取締役
会長兼社長兼CEO
内永 ゆか子



Uchinaga Yukako

「APEC/WLN（アジア太平洋経済協力会議／女性リーダーズネットワーク）」が今年9月19日から21日の3日間、日本（東京・新宿 京王プラザホテル）で開催されることになりました。

WLNは、APEC参加エコノミーの男女共同参画社会の実現のために女性たちの経済活動の発展に貢献することを目的としています。APEC参加21エコノミーの約500名以上の女性リーダー達と一緒に会して、グローバルネットワークを構築するとともに、女性リーダーならではの考え方や経験、専門知識をAPECの主要な政策・方針決定者に伝えます。

「2010WLN」のテーマは、「女性による新たな経済活動の創造～人、自然、文化を活かす」です。昨今の経済危機により、ビジネスモデルは大きく変化しはじめています。これからの新しいビジネスモデルは、環境、文化、人に大きなウエイトをおくことになり、日本の強みはまさにここにあるといえるでしょう。日本の女性たちが多くの分野で元気に活躍していることを、海外からの参加者に強く印象付けたいと思います。そして、日本の女性リーダーたちが2010WLNを1つのチャンスにして、各国・経済圏のリーダー達との強いネットワークを確立し今後の活動に生かしていけるよう、多くの分野の女性たちのご参加を期待しています。

目次

Contents

特集1	第54回国連婦人の地位委員会 「北京+15」記念会合の開催	Page 02
特集2	2010 APEC 女性リーダーズネットワーク (WLN) 会合に向けての キックオフセミナーの開催	Page 04
行政施策トピックス 1	平成22年度における第2次男女共同参画 基本計画推進関係予算について	Page 06
連載	その1 ワークライフ・マネジメント実践術 総論／ 渥美 由喜 (株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長)	Page 08
スペシャル・インタビュー	APEC女性リーダーズネットワーク (WLN) の役割と取組 2010WLN会合に向けて アンドリーナ・リーバ WLN共同創設者・元共同議長 リーバ・エンタープライズ社長	Page 10
行政施策トピックス 2	「第7回21世紀成年者縦断調査 (国民の生活に関する継続調査) 結果の概況」	Page 12
連載	その2 こんにちは!厚生労働省です。 ～雇用の分野における男女共同参画の取組をご紹介します～ 第1回 平成21年版働く女性の実情	Page 13
	その3 国立女性教育会館 平成22年度主催事業 (研修・交流事業) のご紹介	Page 14
取組事例ファイル (自治体編)	北海道東神楽町	Page 15
取組事例ファイル (団体編)	中小企業家同友会全国協議会	Page 16
ニュース&インフォメーション	「女性の教育推進セミナーII」を実施 他	Page 17
リレートーク	久恒 美香 (さんかく21・安城 副会長)／ 柏木 はるみ (三重県男女共同参画センター所長)	

第54回国連婦人の地位委員会 「北京+15」記念会合の開催

内閣府男女共同参画局総務課

第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）が2010年3月1日から3月12日まで国連本部（ニューヨーク）で開催され、141ヶ国の代表団及び464のNGO等が参加しました。日本政府からは西村智奈美外務大臣政務官を首席代表に、目黒依子日本代表、林陽子女子差別撤廃委員会委員、NGO代表（3名）、外務省（本省及び国連日本政府代表部）、内閣府、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、JICAの計21名からなる代表団が出席しました。



会合の様子

今次国連婦人の地位委員会（CSW）は、1995年に開催された第4回世界女性会議（北京会議）から15年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」及び第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価をテーマに開催されました。

会合では、我が国も含む各国代表や国連機関、NGO代表等によるステートメントの発表、「ミレニアム開発目標達成に向けた『北京宣言及び行動綱領』実施のインパクト」をテーマとしたハイレベル円卓会合、各種テーマ（「ミレニアム開発目標

達成及び『北京行動綱領』実施との関連性」、「『北京行動綱領』実施の既存のギャップと課題に関する地域的観点」、「女子差別撤廃条約採択30周年記念」、「国際経済金融危機における女性の経済的エンパワーメント」、「女性に対する暴力撤廃努力キャンペーン」、「ジェンダー平等に関する国内機構の変化する役割と地位」）での対話型専門家パネル等が行われました。

我が国からは、西村外務大臣政務官が、3月5日にステートメントを発表しました。



ステートメントを発表する
西村外務大臣政務官

ステートメントでは、「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」に基づきODAにジェンダーの視点を適切に反映すること、メリハリをつけた実効性のある第3次男女共同参画基本計画を策定していくこと、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の2度にわたる改正を含む女性に対する暴力根絶のための取組を報告するとともに、男女共同参画社会実現に向け国際社会、国際機関、NGO等の市民社会との今後の一層の協力の強化

について強い決意を表明しました。また、国連ジェンダー新機関に関する議論について、国連における女性分野の活動が有機的な連携を図り、より効率的・効果的に実施されるよう積極的に貢献していくこと等を述べました。さらに、女子差別撤廃委員会の林陽子委員が本年6月の選挙で再選を果たし、引き続き女性の地位向上に貢献していくことへの希望を表明しました。

3月1日のハイレベル円卓会合では、目黒日本代表より、「北京行動綱領」及び「女性2000年会議」以降、男女共同参画の国内機構の強化や法的整備が進んでいること、昨年男女共同参画社会基本法制定10周年を記念したこと、第3次男女共同参画基本計画を策定中であること、昨今の経済危機のもとで貧困の女性化が新たな課題となっていること、新政権のもとで男女共同参画を積極的に進めていること等、日本の状況を紹介しました。

また、3月5日の「女子差別撤廃条約採択30周年記念」の対話型専門家パネルでは、林女子差別撤廃委員会委員より、女子差別撤廃条約は、30年の間に各方面にそのスコープを広げてきたこと、日本では現在、「北京行動綱領」、女子差別撤廃条約そして女子差別撤廃委員会からの最終見解も参考に、第3次男女共同参画基本計画を策定中である旨、発言を行いました。

今次CSWでは、「北京+15」を記念する様々な会合や対話型パネルも開催されました。3月2日には、「北

今年、1995年に北京で第4回世界女性会議が開催されてから15年になります。その節目の年である本年3月1日～12日に開催された第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）の概要をご紹介します。

京行動綱領」採択から15周年を記念して、国連総会の記念会合が開催され、国連総会議長、副事務総長、各地域の代表等からステートメントが発表されました。各発表者からは、共通して、「北京宣言及び行動綱領」の重要性、北京会議以降多くの進展があったが、まだ克服すべき課題も残されているという認識が述べられました。

3月3日に行われた「国際女性の日」記念式典の対話型パネルでは、北京会議で大きな貢献を果たした、北京会議事務局長のゲートルド・モンゲラ氏（タンザニア）や元CSW議長のパトリア・リクアナン氏（フィリピン）が出席し、北京会議以後、様々な分野で進展があったが、今後はよりスピードを加速する必要があること、北京会議のプロセスは、政府とNGO代表そして男性を巻き込んだ参加型のものであり、大変独特であったこと等を述べました。

また、同記念式典では、パン・ギムン国連事務総長がスピーチを行い、「北京行動綱領」はジェンダー平等と開発、そして平和という目的を達成するための最も包括的な国際政策フレームワークである、と述べました。また、3月11日に開催された「女性に対する暴力撤廃努力キャンペーン」の対話型専門家パネルでは、事務総長から、暴力の恐怖から解放されることは、女性のエンパワーメントの必要条件であり、女性に対する暴力撤廃努力キャンペーンを、ミレニアム開発目標の達成と同

じく2015年まで続けるとの発言がありました。



「国際女性の日」記念式典でスピーチを述べるパン・ギムン国連事務総長

今回の会合の成果として、「第4回世界女性会議15周年における宣言」及び7つの決議が採択されました。「宣言」には、①「北京行動綱領」等の再確認、②「北京行動綱領」等実施に向けた更なる行動、③ミレニアム開発目標等の効果的实施、④「北京行動綱領」等と女子差別撤廃条約履行、⑤「北京行動綱領」等実施にむけた国連やNGO等の貢献強化、が盛り込まれました。

また、「女性・女兒とHIV/AIDS決議」（日本：共同提案国）、「紛争下における女性・児童の人質解放決議」、「パレスチナ女性の状況及びその支援決議」、「女性の経済的地位向上決議」、「妊産婦死亡率と女性の地位向上決議」、「国連機能強化におけるジェンダー4機関の統合決議」及び「女性性器切除（FGM）の撲滅決議」が採択されました。

今次CSWでも各国、国連機関、NGO等が様々なサイドイベントを開催しました。昨年に引き続き、我が国のNGO（国際婦人年連絡会、

国連NGO国内婦人委員会、日本女性監視機構）は、「日本における女児・男児への教育」と題するサイドイベントを開催しました（3月1日）。日本におけるジェンダー平等教育や人権教育、理系女子の日韓比較、女児と教育分野における日本の国際協力等について、日本のNGO等からの発表後、発表者及び参加者との間で活発な議論が行われました。JICAも（社）農山漁村女性・生活活動支援協会（WELI）と共催でサイドイベント「農村女性のエンパワーメント」を開催しました（3月5日）。JICA及びWELIより日本の農村女性の現状と生活改善の歴史が紹介され、2006～2008年にJICA筑波が実施した「農村女性能力向上コース」で学んだ研修員4名（インド、ジンバブエ、セネガル、メキシコ）が参加し、日本の経験から学んだことを基に作成した「アクションプラン」の実施状況と成果を発表しました。

また、3月12日には、アメリカが開催したサイドイベントにクリントン国務長官が出席し、「北京宣言及び行動綱領」は、各々の国の女性の機会と平等を向上するための、全ての国による約束である、と述べました。

内閣府男女共同参画局HP：

http://www.gender.go.jp/fujin_chii/chii54-g.html

第54回国連婦人の地位委員会HP：

<http://www.un.org/womenwatch/daw/beijing15/index.html>

2010 APEC 女性リーダーズネットワーク (WLN) 会合に向けてのキックオフセミナーの開催

内閣府男女共同参画局総務課

2010 APEC WLN 実行委員会と内閣府男女共同参画局は、3月24日、女性と仕事の未来館において、「2010 APEC 女性リーダーズネットワーク (WLN) 会合に向けてのキックオフセミナー：経済活動における女性リーダーと国際的ネットワークの役割」を開催しました。

開会の挨拶

開会の挨拶で、福島みずほ 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）は、「日本でのWLN会合では、あらゆる分野の女性が国内、APEC地域そして世界の女性たちと大きく手をつなぐことを心から期待する、WLN会合が日本女性にとって大きなインパクトとなり、日本も変わってきたという状況を作りたい」と9月の会合に向けての力強い意気込みを述べました。



挨拶を述べる福島大臣

引き続き、2010 APEC WLN 実行委員会副委員長を務める、國井秀子 リコーITソリューションズ(株)取締役会長執行役員から、「日本で初めてのWLN会合の開催を契機に、国内外のネットワークが形成・強化され、日本の女性が更にエンパワーし、日本の男女共同参画が

一層進むことを期待する、WLN会合を単なるイベントとするのではなく、会合の成果をその後も継続させていくことが大事である」と挨拶がありました。

APEC SOM議長からの挨拶

APEC高級実務者会合 (SOM) 議長を務める、中村滋 外務省国際貿易・経済担当大使及び西山英彦 経済産業省大臣官房審議官（通商政策局担当）からそれぞれ挨拶が述べられました。

基調講演

WLNの共同創設者でありカナダのWLN会合(1997年)で共同議長を務めたアンドリーナ・リーバリーバ・エンタープライズ社社長が、「APEC女性リーダーズネットワーク (WLN)：1996-2010！」と題した基調講演を行いました。

リーバ氏は、WLNは、APECの意思決定や政策策定のプロセスに女性の意見を反映し、女性の関与が確保されるための方法を模索し、戦略を構築するために、1996年にフィリピン・マニラで発足したと紹介しました。また、WLNのこれまでの成果として、2回のAPEC女性問題担当大臣会合の開催、APEC男女共同参画担当者ネットワーク (GFNP) の創設、APEC零細企業サブ作業部会 (MESWG) の設置への貢献等を挙げました。そして、過去の成果を基にした発展、事務局の設置、実戦可能な目標の設定、次世代の女性たちの歓迎、夢を持ち続けること等がWLNのビジョンであ

ると述べました。

講演

「WLNへの期待-活用と効果」をテーマに、オーストラリアのWLN会合(2007年)で中心的な役割を果たしたアナベル・ベネット オーストラリア連邦裁判所判事/オーストラリア国立大学副総長代理、ヤンハイ・パク 淑明女子大学名誉教授/国際BPW連合会アジア太平洋地域コーディネーター/AWEC 2008アドバイザー、そして國井秀子氏が講演を行いました。

ベネット氏は、自身の経験も踏まえ、WLNは、女性に行動を起こす必要性を認識させ、経済活動と経済発展への女性のアクセスと参画を推進する最適な方法を議論する機会等を提供するものであると説明しました。また、WLNは変化をもたらす手段となりえること、そのためには共通の目標に向けて様々な関心と背景を持った女性と手を携える努力が必要であること、WLNを経済全体に真に有効な影響を与える組織に高める必要があること等についても述べました。

パク氏は、昨年6月に韓国で開催された東アジア男女共同参画担当大臣会合では、経済危機、気候変動、低炭素グリーン成長、ジェンダーに基づいた情報社会が主なトピックであったことに触れ、グリーン成長と女性の役割に関し、韓国ではG-Korea女性評議会を立ち上げたこと、グリーン成長にはジェンダーの視点が大事であること等について述べました。また、WLNに関連して、

本年9月、日本で初めてAPEC女性リーダーズネットワーク(WLN)会合を開催します。WLNを理解し、その意義を広く一般に普及し、参画の気運を高めるため、キックオフセミナーを開催しました。

2005～2009年まで韓国が開催したデジタル・エコノミー・フォーラムとe-biz研修について紹介しました。

國井氏は、本年9月に開催するWLN会合について紹介しました。WLN会合開催によって期待できる成果として、日本に対する国際的な理解の促進、経済活動への女性の参画意識の高揚、WLN会合運営に関わる団体や女性のエンパワーメント、日本における男女共同参画の加速等、を挙げました。そして、多くの方々の参加により、日本でのWLN会合を成功させたい、と締めくくりました。



講演を行う國井氏

パネルディスカッション

2010 APEC WLN実行委員長の内永ゆか子氏をコーディネーターに、リーバ氏、ベネット氏、パク氏、2010 APEC WLN実行委員の平松昌子(株)ケーブル・パーソンズ常務取締役/日本BPW連合会元会長/国際婦人年連絡会世話人、そして

パトリシア・フォレイ・ハイネンキャピタル・シスターズ・インターナショナル創設CEO/マイクロエンタープライズ・ディベロップメント・プログラム共同創設者兼議

長の5名をパネリストに、「経済活動における女性リーダーと国際的ネットワークの役割」をテーマとしたパネルディスカッションが行われました。

リーバ氏からは、女性が経済においてより活発な役割を果たし、より平等な権利を持つ国は、生活水準が高く、子どもへも良い影響をもたらす、今年はAPECにとっても非常に重要な年であり、WLN提言にも日本がAPECで提唱していくような事項を含めるべきである等の発言がありました。

ベネット氏は、どの女性にも少なくとも平等な機会が与えられるべき、女性には男性が気づかないようなビジネスチャンスに気づくことができるが、多くの企業には女性の持つ洞察力が足りない、日本でのWLN会合では、これまでと同じような提言を繰り返すだけでなく、すべての提言が実施に移されるような戦略を立てることを期待する等と述べました。

パク氏は、女性リーダーは他の女性のロールモデルであるべき、証券取引所などで、女性に優しい企業であるかどうかの指標を設定してはどうか、今年はWLN15周年の年なので、WLNの具体的な成果がAPEC地域だけでなく世界中に届くようなネットワークの形成を期待している等と述べました。

平松氏からは、女性と経済の問題がこれまでクローズアップされたことはない、女性は家庭の財布を握ると言われているが、ミクロからマクロのレベルの経済まで女性が関わることが大事、女性の多い企業が優秀

であると言われるのは、女性にはリサーチ能力があり、人々のニーズを汲んでそれを商品化し、社会と結びつける能力を持つからである、女性が関わっている仕事は小規模のものが多く、ネットワークを駆使するなどして情報を取ることが重要、そういった意味でも日本でのWLN会合には多くの方々に参加していただき、そしてWLN提言にも具体的なものを入れていきたい等と発言がありました。

ハイネン氏からは、女性リーダーの役割は、声を上げることができない女性の声を代弁をすること、マイクロファイナンスは途上国の女性が貧困から抜け出す大きな手助けとなっている、同じ目的を持った女性が集まれば必ず何か成し遂げることができる、日本でのWLN会合では、APEC議長国としての日本の優先事項などを踏まえた意味ある有効な対話を行い、ジェンダー主流化というゴールを目指して、WLNをAPECの作業部会などに関連づけ、官民のパートナーシップを促進すること等を期待する、と発言がありました。



パネルディスカッション

内閣府男女共同参画局ホームページ
<http://www.gender.go.jp/apec/wln/seminar/index.html>



平成22年度における 第2次男女共同参画基本 計画推進関係予算に ついて

内閣府男女共同参画局総務課

1. 平成22年度関係予算の総額

平成22年度における第2次男女共同参画基本計画推進関係の政府予算（※）は、5兆7,805億円であり、21年度の当初予算から、1兆5,090億円（35.3%）の増額となっています。これは、新規に創設された子ども手当（中学終了までの児童を対象に、所得制限なく、一人につき月額1万3,000円を支給）に、1兆4,722億円が計上されていることが主な要因であるほか、高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築（924億円増）、障害者の自立した生活の支援の予算の増加（647億円増）などによるものです。分野ごとの内訳で見ると、「高齢者等が安心して暮らせる条件の整備」が総額の48.5%を、「男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援」が総額の47.8%を、それぞれ占めています。

なお、男女共同参画関係予算について、一義的に男女共同参画の推進を目的とするようなものの整理を検討する予定です。

※「男女共同参画推進の見地から当面特に留意すべき事項」とされている予算。第2次基本計画の推進に係る施策から、「国民年金及び厚生年金基金（国庫負担）」と「特定障害者に対する特別障害給付金」を除いたものの予算の合計。

2. 平成22年度予算の 新規・拡充項目の例 (1の記載事項以外)

●保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの提供

待機児童解消策の推進など保育サービスの充実（3,881億円）や、総合的な放課後児童対策の推進など。

●マザーズハローワーク事業等

支援拠点の増設や地域の子育て支援施策等とのネットワーク強化等、マザーズハローワーク事業を拡充。また、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受講する際に、併せて託児サービスを提供する。（35億円）

●母子家庭等の自立のための就業支援等

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関において修業する間の生活費支給等や個々の母子家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業等の推進を図る。また、父子家庭等に対する相談支援体制の充実強化を図る。（35億円）

●出産育児負担金の給付

安心して出産できるようにするため、出産育児一時金を4万円引き上げる措置（原則42万円）を継続し、妊産婦の経済的負担を軽減する。（73億円）

●母子保健医療対策の充実

不妊治療費用の一部助成（1回15万円を年2回まで）などの支援（81億円）、周産期医療体制の充実・強化（87億円）など。

●女性研究者の活躍支援

出産・育児による研究中断からの復帰支援（日本学術振興会の特別研究員事業で実施）の枠を拡大（5.2億円）。また、戦略的創造研究推進事業に参画する研究員が、出産・育児・介護等を行う際に、研究費としての範囲内で、研究員の所属する研究チームに男女共同参画促進費を支給する制度の予算を拡充（1.3億円）。

※金額は推計額

3. 内閣府男女共同参画局の 予算

内閣府男女共同参画局の平成22年度予算は、4億3,200万円で、前年度から

3,200万円（8%）の増加となっています。平成22年度は、日本がAPEC議長国であるため、女性リーダーズネットワーク（WLN）会合等の関連会合の開催経費として9,500万円（9,100万円増）と大幅増額で計上するとともに、第3次基本

計画の策定に当たっての公聴会開催や策定後の研修の経費として、2,000万円強を計上しています。その他については、中核的な事業は従来通り実施しますが、合理化による経費の削減を行っています。

平成22年度 第2次男女共同参画基本計画関係予算額（総括表）
（男女共同参画推進の見地から当面特に留意すべき事項）

（単位：百万円）

施策・事業	平成21年度 予算額	平成22年度 予算額	対前年度比較 増△減額
第2部 施策の基本的方向と具体的施策			
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	145	57	△ 89
(1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	83	13	△ 71
(2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請	32	29	△ 3
(3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援	-	-	-
(4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供	30	15	△ 15
2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	95	74	△ 21
(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	0	0	0
(2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開	43	40	△ 4
(3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実	7	7	0
(4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供	45	28	△ 17
3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	22,472	18,791	△ 3,681
(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	600	600	0
(2) 母性健康管理対策の推進	72	63	△ 9
(3) 女性の能力発揮促進のための援助	17,023	14,359	△ 2,664
(4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備	3,332	2,733	△ 598
(5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備	1,444	1,204	△ 240
4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立	3,219	353	△ 2,866
(1) あらゆる場における意識と行動の変革	2,602	353	△ 2,249
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	109	-	-
(3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	450	-	-
(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	-	-	-
(5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備	57	-	-
5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	1,370,868	2,762,010	1,391,141
(1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	179,714	295,792	116,078
(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	1,191,150	2,466,210	1,275,061
(3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進	7	7	2
6 高齢者が安心して暮らせる条件の整備	2,658,708	2,803,207	144,499
(1) 高齢者の社会参画に対する支援	45,246	32,583	△ 12,663
(2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築	2,105,778	2,198,193	92,415
(3) 高齢期の所得保障	-	-	-
(4) 障害者の自立した生活の支援	507,151	571,922	64,771
(5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備	532	508	△ 24
7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	5,014	5,035	21
(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	2,523	2,561	38
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	2,202	2,184	△ 18
(3) 性犯罪への対策の推進	255	257	2
(4) 売買春への対策の推進	25	24	△ 1
(5) 人身取引への対策の推進	-	-	-
(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	1	1	△ 0
(7) ストーカー行為等への対策の推進	7	7	0
8 生涯を通じた女性の健康支援	52,470	37,892	△ 14,579
(1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進	10,894	8,497	△ 2,397
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援	32,435	21,041	△ 11,394
(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進	9,142	8,353	△ 788
9 メディアにおける男女共同参画の推進	477	399	△ 78
(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等	477	399	△ 78
(2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別にならない表現の促進	0	0	0
10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	156,537	151,065	△ 5,472
(1) 男女平等を推進する教育・学習	131,259	131,013	△ 245
(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	25,279	20,052	△ 5,227
11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	340	313	△ 27
(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透	21	2	△ 19
(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	319	311	△ 8
12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進	1,172	1,318	146
(1) 科学技術	483	669	186
(2) 防災（災害復興を含む）	0	0	0
(3) 地域おこし、まちづくり、観光	0	0	0
(4) 環境	689	649	△ 40
小計	4,271,518	5,780,513	1,508,995
第3部 計画の推進			
1 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化	42	42	△ 0
2 国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化	87	80	△ 7
小計	129	122	△ 7
総 合 計	4,271,647	5,780,636	1,508,988

(注1) 予算額は、一般会計予算、特別会計予算、財政投融资予算すべてを含む。

(注2) 四捨五入により計が一致しないところがある。

(注3) 施策・事業の予算額のうち男女共同参画推進関係の金額が特掲できないものについては、「-」と表示している。

ワークライフ・マネジメント実践術 総論

株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長

渥美 由喜

筆者はしばしば企業等の人事担当者から、「WLBを推進しようとしたが、現場、特に管理職から猛反発を受けている」「制度は整えたものの、従業員はなかなか利用しない」という愚痴を聞くことが多い。

WLBの3要素

WLBには、大きく3つの要素がある。
①業務をオープンにして共有する仕組み、②たえざる業務改善、③「お互いさま思いやり」の精神だ。

今後、増大が予想される介護など、誰かが突発的に休むリスクに対応するには、①が不可欠だ。「自分の仕事は、自分にしか出来ない」というエース社員は本人がWLBできないのみならず、職場にとって大きなリスクでもある。

次に、②③について述べる。北九州市はWLBの個人表彰というユニークな取り組みを実施している。昨年、受賞した4人の子どもを育てているワーキングマザーは、異動をするたびに業務改善を提案してきた。例えば、前任者が20日かかっていた仕事を、10日に短縮するよう提案し、実行してきた。このような業務改善は、当人が早く帰宅できるのみならず、同僚皆が恩恵を受ける。

彼女のモットー「私もハッピー、みんなもハッピー」には、筆者も同感だ。WLBとは「自分さえ早く帰宅できればいい、休みを沢山とればいい」という独善的なものではなく、「たえず業務の進め方を見直して、少しでも効率的な働き方を実現していく、たえざる取組」であり、重要なのは「お互いさま・思いやり」の精神だ。

「総論賛成各論反対」となりやすい

現場や従業員にとって、「WLBは総論

賛成、各論反対」となりやすいのには理由がある。実は、上記3要素それぞれに対して、従業員が反発するからだ。

まず、エース社員は①に対して、「自分がいないと職場はまわらない。ノウハウは抱え込んだ方が昇進昇格しやすい」と考える。②に対しても、「業務改善には取り組むが、早く業務を終わらせても、さらに仕事が追加されるから困る」と反発する。③に対しても「休む同僚をフォローするのは自分なので迷惑だ」と考える。

次に、非エース社員は①に対して、「自分の業務が少ないことが明らかになると、リストラされかねない」と考える。②に対しても、「業務改善は気が乗らない」とやる気を見せる人の足を引っ張る。③に対しては、「同僚が休むのはずるい。自分も休みたい」といった具合だ。

ワークライフ・マネジメントのコツ

第一に、「業務をオープンにして共有する」手法を勘違いして、メールを大勢にccで送るタイプがいる。メールの大洪水を引き起こして、ワーク・ライフ・バランスを崩す元凶となってしまう。では逆に簡潔なメールがいいかというと、そうでもない。例えば、筆者がある職場をお手伝いして生産性が向上し、WLBが改善されたとする。それまで職場の潤滑油だった無駄話が減って、皆が業務に集中すると、ほぼ確実に起きるのは、コミュニケーションの希薄化だ。そういう時に簡潔な「要件のみ」というメールが部下から上司に届くと、コミュニケーションの行き違いで上司が激怒したり、叱られた部下のモチベーションが下がるということもある。WLBを進める際には、メールマナーを含む「人間関係構築

図表 最近のWLBのトレンド

- ①子育て期間を乳幼児期のみならず、「結婚前や就学期を含む長期間」として捉える
- ②女性のみならず、「男性」を主たる対象に設定する
- ③子育てのみならず、独身者の「自己啓発」や中高年の「介護」をテーマとする
- ④当事者支援のみならず、傍観者・部外者を巻き込むような「意識啓発」セミナー・ワークショップを実施する
- ⑤意識啓発のみならず、具体的な業務スキル向上や「業務の進め方の見直し」を図る
- ⑥職場でのワークの見える化のみならず、従業員のライフの見える化を進めて、相互に思いやり意識を持ちやすくしている
- ⑦従業員支援のみならず、「従業員の家族」も視野に入れた施策を展開する
- ⑧従業員や家族など関係者に対する「内向け」のWLBのほか、「外向け」のWLBすなわち地域社会全体に貢献しようとする
- ⑨自社のみならず、同業他社と「連携」したり、地域のNPO等と「協働」する
- ⑩自社の取組みを社外にもオープンにして広めようとする



あつみ・なおき／東京大学法学部卒業。複数のシンクタンクを経て、2009年東レ経営研究所入社。内閣府・少子化社会対策推進会議委員、ワーク・ライフ・バランス官民連絡会議委員、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議点検・評価分科会委員を歴任。

力」を高める研修等も重要だ。

第二に、筆者がWLB推進で現場に向くと、最初は歓迎される。しかし、細かく作業単位で時間を測定し、業務分析等をさせると、「忙しいのにこんなことやらせるなんて」と反発が生じやすい。そんな場合には必ず達成イメージを明示する。以前、某社でワークフロー（業務の流れのフローチャート）を見える化した。企業名は匿名化した上で、WLM前と後の2つの図を他社で見せると、すっきりしたことが一目瞭然だ。達成イメージを明示して、「1年後には確実にここまでたどり着きますから頑張りましょう」と励まさない現場は動いてくれない。

第三に、筆者は現場で「業務の無駄をなくす」という言葉は絶対に使わない。自分の仕事を無駄だと思っている人はいないため反発を招くからだ。その代わりに、「過剰品質、過剰サービスはやめませんか」と言う。優秀な人ほど上司の意向を慮って期待以上の仕事をしがちだ。そして、そういう部下を可愛がる上司ばかりだと、過剰品質に拍車がかかる。

「やればやるほど成果が上がる」という幻想がある職場では、過剰品質に掛かっている膨大な労務コストを見える化するとともに、潜在的なリスク（人的ミス、過労、メンタルの発生）に気付かせないと、なかなかWLBは進まない。

第四に、人は自分自身が体験していないことに思いやりは、なかなか持てないものだ。頭でわからせるにはロジックとデータが有効だが、皮膚感覚を身につけさせるには疑似体験を積み重ねていくしかない。これには、とても時間がかかり、一朝一夕とはいかない。

要は、「早く帰る、休暇を沢山取得する」ということがWLBならば、簡単にできる」と誤解されやすい。しかし、ワークライフ・マネジメント（WLM）とは

あの手この手で、従業員への気づきを与え、地道な業務改善を積み重ねていくよう現場をきめ細かく側面支援していかないとなかなか進まないのだ。

WLMの3.5ポイント

筆者は、WLMには大きく3.5のポイントがあると考えている。

第一に、経営トップのコミットメントだ。ただし、トップが交代すると、頓挫してしまうリスクもあるため、現場の仕組みにまで落としこむ必要がある。

第二に、「時間・場所の制約」を前提とした業務管理を管理職が身につける。

第三に、他者を受容する従業員の意識変革だ。その際に、重要なのは、傍観者を作らないということだ。当事者支援は不可欠だし、敵対者をきちんと説得することも必要だが、最も重要なのは、自分には関係がないと思う人が一人もいなくなるまで、きちんと浸透させることだ。

第四に、手厚い制度の整備は必要十分ではないという意味で0.5ポイントだ。半年前、筆者自身、子育て、家事に加えて父の介護という3Kに直面し、真っ暗なトンネルを手探りで歩く心境になった。制度は有難いが、自動で点灯し、無機質に照らす街灯のように思えた。

一方で筆者の上司である佐々木常夫社長は、家庭の問題を抱えながら仕事でも成果を上げてきた経験があるため、暖かみのある言葉で励ましてくれた。こうした周囲の配慮は、足もとを照らす「たいまつ」のように思えた。職場の一人一人がWLBをきちんと理解した上で、誰かが困ったら周りが自然に手をさしのべる環境の方が、手厚い制度よりも重要だ。

最近、WLBに取り組む先進企業には、図表のような傾向がある。こうしたトレンドを踏まえて、本連載では、企業等の現場でワークライフ・マネジメントを実践する具体的なノウハウを紹介したい。

Special Interview



APEC女性リーダーズ ネットワーク (WLN) の役割と取組 2010WLN会合に向けて

Andrina Lever

今回は、WLNの共同創設者・元共同議長のアンドリーナ・リーバさんに、WLN創設の経緯、またその役割とビジョンについて伺いました。

— WLNの設立の経緯について教えてください。

リーバ 女性リーダーズネットワーク (WLN) は、1996年初めに、インドネシアにおいて、政府関係者と女性科学者や技術者が一堂に会するところから始まりました。この会合の目的は、理系分野にもっと女性を進出させよう、科学を学ぶ機会を女性に与えようというものでした。当時のAPEC会合の写真を見ますと、出席者は男性が大半で、女性はほとんどいないという状況でした。その状況を変えなければならないと考え、このWLNを立ち上げたのです。

WLNの目標は、いくつかあります。まず政策決定に女性の視点を反映させること、そして十分な数の女性が科学技術を学べるようにすること、また逆に女性たちにAPECの意義を伝えていきたいということです。これらを実現するためには、すべてのセクターがお互いに交流する

ことが必要ですし、APECの場で政府に対しアドバイスできるような人材が必要になります。ところがそのようなアドバイスをできる女性を政府側が余り知らないという現状がありました。

そこで、専門家として、女性がリソースになれることを政府に対して示すため、科学技術分野、民間企業のリーダー、政府やNGOの幹部など実際に多様な分野で活躍している女性たちが集まったというわけです。APECには、女性専門家のデータベースとして、我々を扱ってほしいと思っています。

— これからのWLNの在り方、期待することについて教えてください。

リーバ 我々の使命は、女性の視点を実際に政策の中に統合させていくということです。このWLNに参加する女性はもともとがそれぞれのセクターにおけるリーダーです。それぞれが政府の幹部であったり、民間企業の幹部であったり、あるいは非常に有力な科学者であったりと能力も影響力も、そしてビジョンも持っています。

かたや、そうした声を持ってない女性たちも世界には多数存在します。

そういう女性たちのためにも、リーダーである女性が発言しなければならないと考えます。

APECの公式会合には、全体の大きなテーマが設定されており、今回の日本の会合でも優先課題が決められていると思います。我々はそれに対して、新たな問題を持ち込むのではなく、それに合わせて議論を進め、女性のユニークな視点を議論の中に持ち込みます。我々は、常に実現可能性が高い、合意可能な提言をすることを目指しています。

— これまでのWLNの成果について教えてください。

リーバ WLNは、APECの公式の一員ではありませんが、96年以来、どのAPEC議長国・地域も必ずWLNの会議を主催してくれました。ですから、これまで14回会合を重ねてきており、少なくとも5,000人の女性が参加したことになります。

我々の提言が直接に政策に反映された例としては、APECジェンダー統合に関するSOMアドホック・アドバイザリー・グループ (AGGI) や、男女共同参画担当者ネットワーク (GFPPN) の創設です。1998年と2002年の女性問題担当大臣会合も、



アンドリーナ・リーバ

WLN共同創設者・元共同議長
リーバ・エンタープライズ社長

国際貿易・金融・商業開発を専門とするコンサルティング会社「リーバ・エンタープライズ」の創設者、社長。リーバ・エンタープライズはカナダのトロントを拠点とし、企業が国際市場に進出するための支援や、政府の貿易政策や財政改革への助言を主に行っている。

その他、金融機関、政府、国際機関のアドバイザーを務め、イタリア・フィレンツェに拠点をおくBalloon Express srl.の顧問弁護士を務めるとともに、イングランド及びウェールズの弁護士資格、オーストラリア・ビクトリア州の弁護士及び法務官資格を有する。

**WLNは、大きなエネルギーが生まれる場。
世界各国の女性たちと
お互いに学びあえるチャンスです。**

WLNの提言だけがきっかけではありませんが、1つの成果と言えるかと思えます。この会合にはWLNも支援をしましたし、参加もしました。

いくつかのプロジェクトがその後も立ち上がり、現在も進行中のものがあります。例えば零細企業（マイクロ・エンタープライズ）の貿易ネットワークづくりのため、APEC各エコノミーの農村の女性たちが協力するといったような試みも行われています。また、中小企業（SME）作業部会の下には零細企業サブ作業部会が創設されました。その他、科学技術の分野等でもWLNの提言で進められているプロジェクトがあります。

より目に見える成果としては、APECの各会議で女性スピーカーの数が増えてきたということも一つの効果ではないかと思っています。

このように、WLNの実績といっても、やや抽象的・間接的ではありますが、私は言わば、非常に薄くさびをようやく打ち込み始めているといったようなところではないかと思っています。長い道のりを経て、APECの場でも今や女性はまだ無視されてはいません。

更にもう1つ例を挙げたいと思います。WLNは単に会合を開催するだけにとどまらず、非常に行動志向の強い組織です。それぞれの年の議長国・地域からいろいろなメンバーが参加しますが、会合終了後どのような活動をするかはもちろん、それぞれのメンバーや議長国・地域自身が決めることです。2005年の議長はチリでしたが、それまでチリには公式の女性団体は存在していませんでした。会合はチリの北部の町で開催されましたが、そこに参加したチリの女性たちのほとんどは外国人女性に会ったことがなかったといえます。WLN会合後、この町の女性たちは自分たちの可能性に目覚め、政府に対して、WLNのチリ版を設立することを要請し、実現したのです。その後、政府から資金を供与してもらって、多くの中小企業を立ち上げました。このチリのWLNはその後、2005年以降のWLN会合にはずっと参加をしてくれています。

— 最後に、日本の女性に向けてメッセージをお願いします。

リーバ WLNは、すべてのAPECエコノミーから女性たちが集まるといって、すばらしい機会を女性たちに

提供する場です。お互いに異なる文化への相互理解が進みますし、ネットワークが生まれ、非常にポジティブな、大きなエネルギーが生まれます。必ずしも意見が一致しなくとも、お互いに学び合える大きなチャンスです。

また、特に若い女性に対しては、「私たちは何でもできるのだ」ということをメッセージとして伝え、自信を与えたいと思います。女性たちが今、ぶつかっている問題あるいは壁は必ず地球上のどこかで女性たちが、同じ問題、同じ壁にぶつかっているはずで、それを乗り越えてきた経験もあるはずで、そういう経験を分かち合ってほしい。

日本の女性たちには、この機会を大いに利用して、外国から参加される女性たちと交流して、自分自身の大きな成功に結び付けてほしいと思います。

— どうもありがとうございました。お話を伺い、9月の会合がますます楽しみになりました。



「第7回21世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査）結果の概況」

厚生労働省大臣官房統計情報部
社会統計課縦断調査室

21世紀成年者縦断調査は、調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的として、平成14年を初年として実施しているものです。

子どもがいる夫婦は、夫の休日の家事・育児時間が長くなるほど、第2子以降の生まれる割合が高くなる傾向がある。

夫婦について、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第6回調査時の夫の休日の家事・育児時間別に、この6年間の出生の状況をみました。

子ども1人の夫婦では、「家事・育児時間なし」で32.4%、「6時間以上～8時間未満」で82.0%に第2子が生まれています。

また、子どもがいる夫婦全体で見ると、「家事・育児時間なし」で14.7%、「6時間以上～8時間未満」で54.4%に第2子以降が生まれており、家事・育児時間が

長いほど子どもが生まれている割合が高くなる傾向があります。(図)

第1子出産のときに52.9%の妻が離職しており、就業形態で見ると、正規36.4%、非正規75.0%となっている。

夫婦のうち、「出生あり」は出産前調査時に、「出生なし」は第6回調査時に仕事をしていた妻について、この6年間の出生の状況別に、出産後の就業継続の有無をみました。

出産後において「同一就業継続」であった割合は、「出生あり」では51.2%となっていて、出生順位別にみると、「第1子」では41.2%、「第2子」では60.3%、「第3子以降」では50.3%となっています。

また、第1子出産の妻をみると、「同一就業継続」41.2%、「離職」52.9%となっており、そのうち正規では「同一就業継続」59.6%、「離職」36.4%、非正規では「同一就業継続」18.2%、「離職」75.0%となっています。

図 夫の休日の家事・育児時間別にみたこの6年間の第2子以降の出生の状況



- 注：1) 集計対象は、①または②に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。
 ①第1回調査から第7回調査まで双方から回答を得られている夫婦
 ②第1回調査時に独身で第6回調査までの間に結婚し、結婚後第7回調査まで双方から回答を得られている夫婦
 2) 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第6回調査時の状況である。
 3) 6年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
 4) 総数には、家事・育児時間不詳を含む。

第1回 平成21年版働く女性の実情

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

厚生労働省雇用均等・児童家庭局では、毎年、働く女性に関する動きを取りまとめ、「働く女性の実情」として紹介しています。

平成21年の働く女性の状況

平成21年の女性労働力人口は前年に比べ9万人増加（前年比0.3%増）し、2年ぶりの増加となり過去最多の2,771万人となりました。生産年齢（15～64歳）の労働力人口は前年と同数の2,553万人となりましたが、生産年齢（15～64歳）の労働力率は62.9%と、7年連続の上昇（前年差0.6%ポイント上昇）で、過去最高を更新しました。

年齢階級別の労働力率は、「25～29歳」（77.2%）と「45～49歳」（75.3%）を左右のピークとし、「35～39歳」を底とするM字型カーブを描いていますが、M字型の底の値は0.6%ポイント上昇し過去最高の65.5%となりました。前年と比べ労働力率が最も上昇したのは、「30～34歳」（67.2%、前年差2.1%ポイント上昇）で、比較可能な昭和43年以降過去最大の上昇幅であり、過去最高を更新しました（図1）。

女性の就業者数は2,638万人となり、前年に比べ18万人減少（前年比0.7%

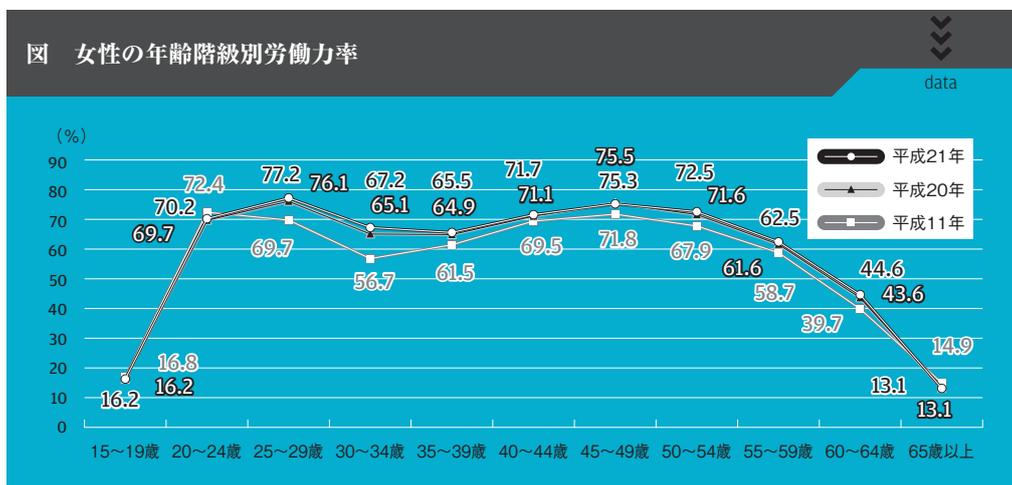
減）し、2年連続の減少となりました。一方、完全失業者数は133万人となり、前年に比べ27万人増加（前年比25.5%増）し、2年連続の増加となりました。完全失業率も2年連続の上昇で4.8%（前年差1.0%ポイント上昇）となり、完全失業者数の増加幅、完全失業率の上昇率はともに過去最大でした。

女性の雇用者数は7年ぶりに減少（前年差1万人減、前年比0.04%減）し2,311万人となりました。一方、男性は3,149万人と63万人減少（同2.0%減）し、2年連続の減少となり、過去最大の減少幅でした。雇用者総数（5,460万人）も前年に比べ64万人減少（同1.2%減）し、過去最大の減少幅となりましたが、雇用者総数に占める女性の割合は過去最高の42.3%（前年差0.4%ポイント上昇）となり、2年連続の上昇となりました。

また、平成21年の女性一般労働者の所定内給与額は4年連続で増加（前年差1,900円増加、前年比0.8%増）し22万8,000円となり、男性は4年連続で減少（前年差6,900円、前年比2.1%減）し32万6,800円となりました。また、男女間の賃金格差（男性＝100.0とした場合の女性の所定内給与額）は69.8（前年67.8）となり、3年連続で格差は縮小しました。

一般労働者のうち、正社員・正職員（以下「正社員等」という。）の所定内給与額をみると、女性は4年連続で増加し（前年差900円増加、前年比0.4%増）、24万4,800円となり、男性は3年連続の減少（同7,900円減、同2.3%減）で33万7,400円となりました。また、男女間の賃金格差は72.6（前年70.6）となり、4年連続で格差は縮小しました。

図 女性の年齢階級別労働力率



国立女性教育会館 平成22年度主催事業(研修・交流事業)のご紹介

文部科学省生涯学習政策局

国立女性教育会館では、新たに「NWECフォーラム」「らんざん交流ウィーク」「交流学習会議」を三大交流事業と位置づけ、拡充を図ります。以下、平成22年度の主な研修・交流事業をご紹介します。事業の詳細は (<http://www.nwec.jp/>) をご覧ください。

家庭教育・次世代育成のための指導者養成セミナー

(5月21日(金)～22日(土) 1泊2日)

「社会全体で子育てを支援するための環境整備 - 家庭の役割、支援者の役割」をテーマに、男性を含めた社会全体・地域ぐるみの次世代育成支援のあり方について支援の方策を検討。

女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修

(6月9日(水)～11日(金) 2泊3日)

本年度から地方公共団体のコースを新設。地域の男女共同参画を積極的に推進するリーダーとして必要な専門的知識、マネジメント能力、ネットワークの活用等の高度で専門的な研修。

大学・研究機関のための男女共同参画推進研修(新規事業)

(6月24日(木)～25日(金) 1泊2日)

大学・研究機関で男女共同参画を推進する管理職に必要な専門的知識、マネジメント能力等の高度で専門的な研修。

女性のキャリア形成支援推進研修

(7月14日(水)～16日(金) 2泊3日)

多様なキャリアを踏まえつつ個人の活動を社会に結びつける視点を導入し、長期的な視野に立ったキャリア形成支援に資するための専門的・実践的研修。

男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム(NWECフォーラム)

(8月27日(金)～29日(日) 2泊3日)

女性の多様なキャリア形成支援、次世代育成支援、WLB等喫緊の課題の解決に資するため、実践と研究に基づく相互交流を促進し、参加者のネットワークづくりを支援。

女性関連施設相談員研修

(10月7日(木)～9日(土) 2泊3日)

女性の悩みに関する相談業務に携わる者を対象に、女性のエンパワーメント支援をめざし相談業務の質の向上を図るための専門的・実践的な研修。

男女共同参画交流特別週間(らんざん交流ウィーク)

(11月8日(月)～12日(金) 5日間)

期間中、当会館を利用する団体等が、相互に交流や情報交換を行える機会を提供し、ネットワークづくりを支援。

女子学生就活支援者セミナー(新規事業)

(3月3日(木)～4日(金) 1泊2日)

女性のキャリア形成を促進し、女子学生の支援機能の強化を図るため、大学等で就職支援を担当する教職員を対象とした専門的・実践的な研修。

交流学習会議

(3月11日(金)～13日(日) 2泊3日)

地域における男女共同参画を推進するため、会館の研修・交流事業に参加した者に対するフォローアップの場として、連携・協働の促進に向けての意見交換やネットワークづくりを推進。

問合せ先：事業課(0493-62-6724)、
「交流学習会議」については調整主幹(0493-62-6713)

北海道東神楽町



女性の元気が地域 を変える～全国女性 町長サミット～

平成22年2月2日（火）、全国の女性町長7人による初の「全国女性町長サミット」を3日間の日程で、東神楽町を主会場に開幕しました。

参加したのは、かねてから親交を深めていた、東神楽町の川野恵子町長、栃木県野木町の真瀬宏子町長、埼玉県大利根町の柿沼トミ子町長、同越生町の田島公子町長、京都府与謝野町の太田貴美町長、兵庫県播磨町の清水ひろ子町長、福岡県荏田町の吉廣啓子町長ら全国各地の女性町長7人。

初日の2日（火）は、東神楽町総合福祉会館において「女性の元気が地域を変える」をテーマにしたフォーラムを開催。インターネットによる在宅ワークの会社「ワイズスタッフ」（北見市）を経営する田澤由利さん、ザ・ウィンザーホテル洞爺総支配人の堤田美穂さん、駐札幌米国総領事のダーナ・ウェルトンさんから道内で活躍する女性3人をパネリストに迎え、「子育て」や「男女共同参画」、「おもてなしの心（観光）」について活発な意見を交わしました。

ダーナ・ウェルトンさんは、日本の男女共同参画について、給料や家事労働の格差を例にあげて「まだ平等でない」と指摘。米国については「子育てや介護でいったん仕事を辞めても再就職の柔軟性がある」とも語り日本社会の更なる取り組みの必要性を訴えました。

司会を務めたFM北海道パーソナリティーの中田美智子さんは「女性町長サ

ミットが注目されなくなるのが本当の男女共同参画かもしれません」と締めくくり、初日のフォーラムを終了しました。

3日（水）は東神楽町役場で7町長がサミットアピールの文案を協議した後、会場を札幌に移し、高橋はるみ北海道知事や上田文雄札幌市長らと意見交換をしました。

来道中だったジョン・V・ルース駐日米大使が飛び入り参加し会場を盛り上げ、各町長との交流を図っていました。

最終日の4日（木）には、北海道洞爺湖サミットの会場にもなり、初日のフォーラムでパネリストとしても活躍した堤田美穂さんが総支配人を務めるザ・ウィンザーホテル洞爺でサミットアピールを採択し、閉幕しました。サミットアピール文は地域主権確立、男女共同参画社会実現、子育てにやさしいまち、地場産業振興、地域力アップの5項目にわたります。

第1回全国女性町長サミットアピール

- 1 協働のまちづくりで地域主権を確立します
- 2 男女共同参画社会の実現に努めます
- 3 子育てにやさしいまちづくりを提案します
- 4 地域産業を盛り上げ、活性化に努めます
- 5 おもてなしの心で観光を含めた地域力アップに努めます



フォーラムで意見を交わすパネリストたち



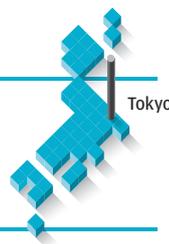
一堂に会する7人の女性町長



採択したサミットアピール文を手を持つ東神楽町の川野恵子町長（中央）ら7人の女性町長

東神楽町概要／東神楽町は、旭川市に隣接する面積68.64km²、人口約9,500人の町。米や野菜を中心とした農業が盛んです。平成元年から始まった大規模宅地開発により、人口が年々増加しています。町内には道北の玄関口である旭川空港が立地。また、東神楽町は『花のまち』として全国的に知られ、平成12年の全国花のまちづくりコンクールでは最優秀賞の建設大臣賞を受賞。花を生かした美しい環境整備に力を入れています。

中小企業家同友会 全国協議会



地域に人を残す、 豊かな地域づくりに 向けた企業づくり

中小企業家同友会全国協議会（以下、中同協）は、中小企業家が自主的に参加する中小企業家同友会（47都道府県）の協議体です。今年4月の全国会員数は41,169名（うち女性約10%）となり、最高会員数を更新しました。

地域ごとの月例会や、経営指針（経営理念、方針、計画）、共同求人・社員教育活動、セルフアセスメントツールなどで、企業の社会的責任を経営者が自覚し、社員をパートナーとして、全社一丸経営に向けた企業づくりを行っていること。地域崩壊の危機感から「同友会で学び、地域の雇用を守る企業を多く作っていこう」と、積極的に会員自身が会員を増やしていることが主な要因です。

また、「中小企業憲章」や「中小企業振興基本条例」制定を推進。会内のグループウェアを立ち上げ（会員経営者30,534名が登録）、情報を共有しています。

これらの活動のひとつが女性部活動です。女性経営者、経営者夫人、女性幹部社員で構成され、2009年は34都道府県2,631名が参加。生活者の視点での企業づくりや地域づくりの報告に学ぶ場をつくっています。

中同協ではこれら女性部の経験交流を図る「女性部連絡会」を設置。年2回の会合や「女性経営者全国交流会」（隔年開催、参加規模400～800名）を開催しています。

「ワーク・ライフ・バランス」を企業の「働かせ方」の問題としてとらえ、同

友会がめざす企業づくりの実践が「ワーク・ライフ・バランス」の取り組みであるとして、2007年3月の連絡会会合で学習。それ以来、毎年これをテーマに、中小企業として取り組む意義や会員企業の実践事例に学ぶ場（3回のべ162名参加）を持ちました。これを契機に地域ごと（10同友会）にも本テーマを冠した学習会や経験交流が広がっています。

また、「女性経営者全国交流会」は、男性経営者の参加が増え、昨年6月に青森で開いた第13回交流会（36都道府県443名参加）は30%を超えました。

「女性の生活者の視点で、これから商品やサービスを提供することが大事だと感じた」「女性が働く環境を整え、人材育成と社員を大切にすることで『仕事も取れる』ことが分かった」などの感想も寄せられ、男女共同参画に寄与し、積極的に評価されています。

2008年2月には内閣府の「ワーク・ライフ・バランスシンポジウム」（東京）で、分科会を担当。08年1月は鹿児島、09年2月は広島で、内閣府との共催企画を実施。今年のAPEC女性リーダーズネットワーク会合では、分科会を担当し、生活者の視点で仕事をつくり、雇用を支える女性経営者の国際的なネットワークづくりに貢献したいと考えています。

都道府県ごとの中小企業家同友会でも、都と共催のワーク・ライフ・バランスシンポジウム（東京）や県の「女性チャレンジ支援事業」（埼玉）を実施、「仕事と家庭の両立支援企業」（広島）や「子育て応援宣言企業」（福岡）の登録を促進する、県の男女共同参画委員を推薦するなど、さまざまな取り組みを行っています。



WLB推進フォーラム・広島



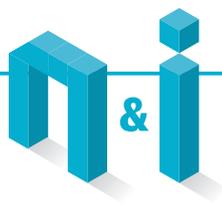
第13回女性経営者全国交流会



中同協女性部連絡会会合

中小企業家同友会全国協議会（中同協）

47都道府県の中小企業家同友会による協議体。1957年4月26日に日本中小企業家同友会（現東京中小企業家同友会）として東京で創立。全国協議会は1969年11月17日に5同友会、会員数700名弱で結成。2010年4月現在の全国会員数は41,169名。「よい会社をつくらう、よい経営者にならう、よい経営環境をつくらう」という3つの目的と「自主・民主・連帯」の精神のもと、国民や地域と共に歩む中小企業づくりを大事にしている。



[News & Information]

1

News

国立女性教育会館

「女性の教育推進セミナーⅡ」を実施しました



国立女性教育会館では、1月25日～2月10日の約2週間にわたり「女性の教育推進セミナーⅡ」を実施しました。このセミナーは、会館が国際協力機構（JICA）から委託を受け、アジア、アフリカ、中近東等の開発途上国で女性の教育問題に携わる行政官を対象に実施しているものです。本年度は、アフガニスタン、カメルーン、ヨルダン等から計12名の研修員を迎えました。

研修員は、会館に宿泊して日本における女子教育の推進に関する講義を受講し、女性アーカイブセンターと女性教育情報センターを視察しました。また、日本の中学・高等学校ならびに大学を視察したり、「第7回国際教育協力日本フォーラム」に参加したり、広島を訪問して平和教育について学習したりしました。研修員からは「教育の質を高める必要性を実感した」「日本の女子教育普及の経験を帰国後、活かしていきたい」との意見が聞かれました。研修員は研修の成果として、女子・女性教育を自国で推進するためのアクションプランを各自まとめ、発表を行いました。

2

News

国立女性教育会館

女性情報アーキビスト入門講座を実施しました



国立女性教育会館では、2月8日～9日の1泊2日で、「女性情報アーキビスト入門講座」を実施しました。女性アーカイブの保存・活用などについて基礎的な知識を得、情報交換を行うもので、部分参加を含め、80名が参加しました。

2日間にわたって「女性アーカイブ概論」「アーカイブと著作権」など6つの講義が行われ、いずれの講義でも参加者は熱心に耳を傾け、講義終了後、講師に多くの質問が寄せられました。

1日目の夜には情報交換会が行われ、女性アーカイブセンター展示室で展示中の「～私のアーカイブコレクション～ 中国女文字の世界－女性の創造力」の展示資料所蔵者であり、中国女文字の研究者でもある遠藤織枝先生による「中国女文字に魅せられて」と題した講演が行われました。講演終了後は、女性関連施設、大学、地域女性史グループの方々等、多彩な参加者の交流が進みました。

講座の詳細は、会館ホームページを御覧ください。
<http://www.nwec.jp/jp/archive/#archivist>

3

News

内閣府

男女共同参画推進連携会議・しずおか男女共同参画推進会議・静岡県との共催でシンポジウムを開催



2月24日、「日本一女性の力が発揮される静岡県を目指して」と題して男女共同参画社会づくりのためのシンポジウムが開催されました。

まず、(株)お佛壇のやまき代表取締役の浅野秀浩氏とジヤトコ(株)取締役社長の石田繁夫氏より、「企業等におけるワークライフバランス・ダイバーシティ実現のための取組」として、事例紹介が行われました。

次に、(株)ワーク・ライフバランス代表取締役社長の小室淑恵氏より「個人の多様性を企業力へつなげるために」と題した講演が行われました。

その後、「『日本一女性の力が発揮される静岡県』を目指して」をテーマに、静岡県立大学教授の犬塚協太氏のコーディネートのもと、浅野氏、石田氏、小室氏をスピーカーにトークセッションが行われました。

当日は、男性サラリーマンや幅広い層の女性など、約270名が参加し、ワーク・ライフ・バランスの意義がよく理解でき良かったとの感想が多く寄せられました。

4

News

内閣府

男女共同参画宣言都市奨励事業（鳥根県江津市）を開催



3月6日、鳥根県江津市と内閣府との共催で、江津市男女共同参画宣言都市記念式典が開催されました。

オープニングの江津鼓友会よさみ太鼓演奏で幕を開けた記念式典では、江津市男女共同参画都市宣言の群読が行われ、市長・市議会議員・実行委員会組織団体の代表者・江津鼓友会よさみ太鼓等総勢24名で、声高らかに宣言文を読み上げました。

続いて、内閣府から男女共同参画の現状や政府の取組等について報告があった後、男女共同参画をテーマに募集されたつぶやき・一行詩応募作品の入賞者表彰が行われました。

さらに、中央大学教授の広岡守穂氏により、「妻が僕を変えた日」と題した記念講演が行われました。講演では、学生結婚をし、5人の子育てをしながらも自分育てをめざす妻の葛藤や夫婦間における傾聴の大切さをユーモアを交え、爽やかに語られました。参加者の多くの方から話がわかりやすく、男女共同参画についての理解が深まったと感想をいただきました。

[News & Information]

5 News 農林水産省

農山漁村女性の日記念の集い



3月10日、農山漁村における男女共同参画の促進に向けた標記の記念行事が、「よみうりホール（東京都千代田区）」において開催されました。

当日は農林漁業に従事している女性達をはじめ、多くの参加者（約800人）が、地域で活躍している女性達の優良な取組について聴講し、食品ジャーナリスト金丸弘美氏による、地域力を活かした食による地域再生の事例報告や、株式会社資生堂代表取締役副社長岩田喜美枝氏による講演を通じて、女性の視点を生かすことの必要性について考えました。

また、非農家出身ながら夫の実家で就農、自ら農業機械を操りながら農薬を使わない米作りや、消費者への直接販売に取り組んでいる愛媛県宇和島市の山下さんなど、地域で活躍している女性達等の表彰を行いました。

記念の集いの最後には、女性の社会参画の一層の促進や女性の立場での6次産業の推進などを盛り込んだ宣言が採択され、農山漁村の男女共同参画促進に向けた気運の醸成を図りました。

7 News 内閣府

男女共同参画会議（第34回）の開催について

4月15日（木）、男女共同参画会議（第34回）を開催しました。会議では、専門調査会で取りまとめられた、第3次男女共同参画基本計画の策定に向けた中間整理について報告があり、議論が行われました。総理、官房長官、福島大臣からは、それぞれ、新しい計画を実効性のあるものにしていきたい旨の発言がありました。国民の皆様のご意見を聞きながら、6月の答申（基本的考え方）、年内の計画決定に向けて、検討を進めていきます。（資料等は<http://www.gender.go.jp/>を御覧ください。）

8 Info 内閣府

平成22年度男女共同参画週間のキャッチフレーズ

男女共同参画推進本部では、毎年6月23日から29日まで男女共同参画週間を実施しています。内閣府では、この週間の趣旨を伝えるキャッチフレーズを募集し、応募総数2,915点の中から、以下の3作品を選びました。

最優秀作品

話そう、働こう、育てよう。いっしょに。(石本香織里様)

優秀作品（2点）

すべての人に すべてのチャンスを（阪本真一様）
「理解」からさあ「実践」へ（大山修平様）

6 News 人事院

国家公務員の両立支援制度の改正

国家公務員の両立支援策の推進に関する人事院規則19-0（職員の育児休業等）等が改正され、育児・介護を行う職員の両立支援制度が拡充されました。主な改正内容は以下のとおりです（平成22年3月15日公布、平成22年6月30日施行）。

- ①職員の配偶者の状況にかかわらず、職員は育児休業、育児短時間勤務、育児時間を取得することができますようになります。
- ②子の出生の日から57日以内に最初の育児休業をした場合、特別の事情がなくても、再び育児休業をすることができますようになります。
- ③3歳に満たない子を養育する職員の超過勤務を免除する制度を新設します。
- ④子の看護休暇については、子に予防接種や健康診断を受けさせるために付き添う場合にも取得することができますようになります。また、小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上であれば年10日の範囲内で取得することができますよう拡充されます。
- ⑤負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある要介護者の介護や必要な世話をを行う職員が、その必要な世話をを行うための休暇（短期介護休暇）を新設します。

9 Info 厚生労働省

ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマークを決定しました！

女性の活躍推進協議会（座長 福原義春 株式会社資生堂名誉会長）は、ポジティブ・アクションへの関心、認知度を高め、ポジティブ・アクションの取組に向けての社会的機運の醸成を図るため、企業、労使団体等がポジティブ・アクションの普及促進の趣旨に賛同して活動を行う際に利用することができるシンボルマークを募集し、決定しました。

シンボルマークは、ポジティブ・アクションに取り組んでいる企業や、ポジティブ・アクションの普及促進に賛同する企業、労使団体等が、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/seisaku04/100219.html>）からダウンロードし、シンボルマークの作成趣旨に基づいて自由に御利用いただけます。＜シンボルマークの活用例＞

- ・社員の意識啓発を図るため、社内報にシンボルマークを掲載する。
 - ・企業の取組のアピールのため、会社案内やホームページ等にシンボルマークを掲載する。
 - ・企業のイメージアップを図るため、商品や名刺等にシンボルマークを掲載する。
- （雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課）



[News & Information]

10 Info 国立女性教育会館

「国立女性教育会館研究ジャーナル Vol.14」刊行



「国立女性教育会館研究ジャーナル Vol.14」を3月に刊行しました。テーマを「女性の人権」とし、4本の投稿論文をはじめ、テーマに関連した特集、抄録、NWEC調査研究事業報告書等を掲載しています。

研究ジャーナルは、平成22年度から名称を「NWEC実践研究」に改め、女性のエンパワーメント、男女共同参画の推進に関する研究報告、女性関連施設や女性団体の実践活動等を掲載する予定です。

研究ジャーナル第9号から第14号は有料で頒布しています。また、創刊号から第13号の内容を閲覧できます。

問合せ先：国立女性教育会館研究国際室
研究ジャーナル担当
TEL 0493-62-6479
E-mail: rese@nwec.jp

詳細は会館ホームページを御覧ください。

<http://www.nwec.jp/jp/publish/record/journal.html>

12 Info 国立女性教育会館

平成22年度「女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」の開催案内

国立女性教育会館では、男女共同参画社会の形成に向け、地域で男女共同参画を推進するリーダーとして必要な知識、マネジメント能力、ネットワーク力を身につけることを目的とした「女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を以下の日程で開催します。

研修では、男女共同参画社会における現状と課題を明らかにし、組織の基盤強化や今後の事業・推進体制のあり方等について、講義やワークショップを通じて検討します。

期日：6月9日（水）～11日（金）

会場：国立女性教育会館

（埼玉県比企郡嵐山町菅谷728）

対象・定員：女性関連施設管理職コース	60名
地方公共団体職員コース	30名
女性団体・グループリーダーコース	30名

問合せ先：国立女性教育会館事業課（0493-62-6724）

詳細は会館ホームページを御覧ください。

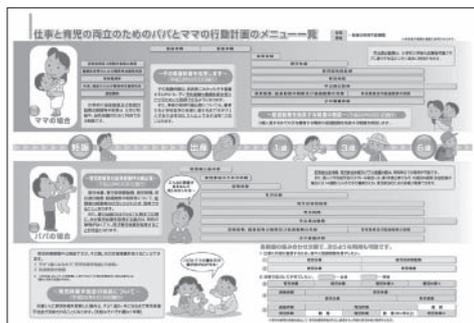
<http://www.nwec.jp/jp/program/invite/2010/page01i.html>

11 Info 人事院

「新パパとママの行動計画（2010年版）」の作成・配付



人事院は、出産・育児を控える各府省の女性職員・男性職員が、仕事と育児の両立支援制度を十分理解したうえで、希望する両立支援制度が利用できるように、その内容を分かりやすく説明したリーフレット「新パパとママの行動計画（2010年版）」を作成し、各府省の職員に配付しました。



このリーフレットは、人事院のHPで御覧いただけます。

<http://www.jinji.go.jp>

13 Info 国立女性教育会館

平成22年度「大学・研究機関のための男女共同参画推進研修」の開催案内

国立女性教育会館では、大学における男女共同参画を推進するために、本年度新たに「大学・研究機関のための男女共同参画推進研修」を開催します。

男女共同参画の推進に必要な知識、マネジメント能力、ネットワーク力を身につけるために、高度で専門的な研修を行います。

大学等におけるセクシャル・ハラスメント対策やワーク・ライフ・バランスの実現のほか、企業や大学・研究機関の取組の報告等を行います。

期日：6月24日（木）～25日（金）1泊2日

会場：国立女性教育会館

（埼玉県比企郡嵐山町菅谷728）

対象：大学・公的研究機関等の男女共同参画オフィスの管理職

定員：80名

問合せ先：国立女性教育会館事業課（0493-62-6724）

詳細は会館ホームページを御覧ください。

<http://www.nwec.jp/jp/program/invite/2010/page02i.html>

[News & Information]

14 Info 国立女性教育会館

平成22年度「女性のキャリア形成支援推進研修」の開催案内

国立女性教育会館では、「女性のキャリア形成支援推進研修」を開催します。本研修では、女性一人一人が置かれた状況に応じて多様なキャリアの視点に留意しながら、個人の活動を社会の活動に結びつける視点を導入し、長期的視野に立った女性のキャリア形成支援を学びます。

現代的な課題への対応やキャリア概念の変換について学び合うと共に、会館が今まで実施してきた調査研究の分析・手法を活用しキャリア形成を支援するヒントを得ることができる研修です。

期日：7月14日（水）～16日（金）2泊3日

会場：国立女性教育会館（埼玉県比企郡嵐山町菅谷728）

対象：全国的女性関連施設・生涯学習施設・教育センター等の職員、大学等のキャリア教育に関わる教員、女性団体・グループ・NPO法人等のリーダー

定員：80名

問合せ先：国立女性教育会館事業課（0493-62-6724）

詳細は会館ホームページに掲載予定です。

<http://www.nwec.jp/>

15 Info 厚生労働省

6月は男女雇用機会均等月間です

厚生労働省では、毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としています。

第25回にあたる本年は、ポジティブ・アクション（男女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的な取組）の趣旨及び内容の正しい理解の促進を目標として

私も会社もステップアップ

～ポジティブ・アクションでチャンスを活かせ～

をテーマに周知・広報活動を実施します。

男女雇用機会均等法が施行されて以降、法制度上は男女の均等な機会及び待遇の確保は大きく進展し、企業の雇用管理は改善されつつありますが、依然として、男性と比べて女性の勤続年数は短く、管理職比率も低い水準にとどまっています。

実質的な男女均等取扱いを実現するためには、性別によらない雇用管理を行うことはもとより、ポジティブ・アクションの一層の推進を図り、働き続けることを希望する者が、就業意欲を失うことなくその能力を伸長・発揮できる環境整備等を進めることが重要です。

（雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課）

16 Info 内閣府

平成22年度行事・イベント情報（予定）

内閣府では、各開催地と協力して、男女共同参画社会づくりに向けた行事・イベントを予定しています。

各行事等では、今後、広く参加者を募集する予定です。

男女共同参画社会づくりに向けての全国会議

平成22年6月22日（火）メルパルクホール東京

男女共同参画フォーラム

男女共同参画社会の実現に向けて、広く理解と協力を求め、各地域の取組を促進することを目的としています。

沖縄県 平成22年10月23日（土）

奈良県 平成22年10月29日（金）

仙台市 平成23年1月29日（土）

男女共同参画宣言都市奨励事業

地方公共団体を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることを奨励し、男女共同参画社会の実現に向けての気運を広く醸成することを目的としています。

大分県豊後大野市 平成22年6月20日（日）

福井県永平寺町 平成22年8月7日（土）

島根県松江市 平成22年10月16日（土）

秋田県能代市 平成22年11月3日（水・祝）

福井県南越前町 平成22年11月13日（土）

熊本県菊池市 平成22年11月20日（土）

17 Info 内閣府

平成22年度「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」開催

内閣府では、男女共同参画週間の中行事として、広く皆様にご参加いただける「全国会議」を開催します。

日時：平成22年6月22日（火）午後

場所：メルパルクホール東京（東京都港区）

内容：基調講演、パネルディスカッション

参加方法：事前申込制（詳細は後日公表予定）

詳しくは内閣府ホームページを御覧ください。

（<http://www.gender.go.jp/>）

18 Info 内閣府

男女共同参画宣言都市奨励事業（豊後大野市）

日時：平成22年6月20日（日）13：00～16：30

場所：豊後大野市総合文化センター

（大分県豊後大野市三重町内田878）

主催：内閣府、豊後大野市、豊後大野市男女共同参画推進協議会

内容：宣言文宣誓、内閣府報告、基調講演、パネルディスカッション等 ※手話通訳、託児あり

参加方法：申込不要（託児を要する場合は要予約）

問合せ先：豊後大野市男女共同参画室（0974-22-1001）

リレートーク

Relay Talk 1

さんかく21・安城 副会長

Hisatsune Mika

久恒 美香



きっかけは、安城市での「エンパワーメント講座」でした。それまで、「男女共同参画」という言葉さえ知らなかった私が、新聞の「イクメン」や「弁当男子」の記事を読み、テレビCMのメディアリテラシーを意識するようになり、まわりの人とワーク・ライフ・バランスについて話すようになりました。「さんかく21・安城」の活動では、いきいきと活躍するすばらしい人々との出会いや多くの学びがありました。夫と南アフリカ共和国に滞在中には、自分らしさを認め支えあって生活することで、夫婦の絆が強まったと確信しています。今度は家族五人でタイに滞在することになりました。コミュニケーションをする機会が増え、家族や夫婦のあり方をじっくり考えるよいチャンスになると考えています。また、日本を客観的に見つめ直し、帰国した時にはさらに活動の場を広げたいと思います。

Relay Talk 2

三重県男女共同参画センター所長

Kashiwagi Harumi

柏木 はるみ



1988（昭和63）年に県が募集していた「婦人問題アドバイザー養成講座」受講生募集の新聞記事が目にとまった。この講座を受講すれば私自身が感じてきた生きにくさの原因が分かるに違いないと飛びつくように応募した。講座の最終日、「私たち女性の生き方を考える会を作りましょう」と呼びかけた。市民活動を続ける一方で三重県女性センター（現三重県男女共同参画センター）の相談員を8年間させてもらった時も、一念発起して市議会議員として議場で発言する機会を頂いた時も、昨年4月から当センターの公募所長として職責を遂行する立場になってからも私の立脚地は市民活動にある。「固」から「個」へ、「戸」から「個」への意識と制度変革。アクションラーニングとセクター間の連携、協働により、男女が共に心豊かに生きていくことができる社会に繋がっていくことを県民の皆さんと一緒に実現していきたいと思っている。

編集後記

今月号の表紙デザインをご覧になって如何でしたか。随分柔らかでファッション的とお感じになった方が多かったのではないのでしょうか。

この1年間、表紙デザインを描いていただく方は、イラストレーターの木村桂子さん。広告、雑誌、パッケージなどのイラストレーションの他、シルクスクリーン版画の制作もしております。

主な作品は、江國香織さんや宮部みゆきさんの著作の挿絵、アンデルセンカレンダー、NHK「テレビ絵本」のアニメーションなど。また、自作絵本も出版されており、幅広く活躍されておられます。読者の皆さんも一度は木村さんの作品を目にしたことがあるのでは。

(編集デスク M.T)

kyodo-sankaku

月刊総合情報誌
「共同参画」4・5月号

www.gender.go.jp

第23号 ● 2010年5月20日発行
編集・発行 ● 内閣府
〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府男女共同参画局総務課
電話 ● 03-5253-2111 (代)
印刷 ● 中和印刷株式会社

男女共同参画週間

平成22年

6月23日(水)～29日(火)

男女共同参画推進本部は毎年6月23日から29日までの1週間
「男女共同参画週間」を実施しています。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、
それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」
その実現のためには政府や地方公共団体だけでなく、国民のみなさんひとりひとりの取組が必要です。
私たちのまわりの男女のパートナーシップについてこの機会に考えてみませんか？

平成22年度男女共同参画週間のキャッチフレーズの決定

内閣府では、この週間の趣旨を伝えるキャッチフレーズを募集し、応募総数2,915点の中から、
審査の結果、以下の3作品を選びました。〔募集期間：1月15日～2月26日〕

① 最優秀作品

「話そう、働こう、育てよう。いっしょに。」 石本 香緒理様(愛媛県)

② 優秀作品

「すべての人に すべてのチャンスを」 阪本 真一様(埼玉県)

「「理解」からさあ「実践」へ」 大山 修平様(神奈川県)

平成22年度男女共同参画社会づくりに向けての全国会議

日時：平成22年6月22日(火) 13:00～16:30

場所：メルパルクホール東京

主催：内閣府(協力：男女共同参画推進連携会議)

内容(予定)：●基調講演 北海道大学法学部教授 宮本 太郎 氏

●パネルディスカッション

・パネリスト キリンアンドコミュニケーションズ株式会社

取締役社長 河野 真矢子 氏

文京区長 成澤 廣修 氏

農業者(愛媛県宇和島市) 山下 由美 氏

・コーディネーター NHK名古屋放送局報道部記者 山本 恵子 氏

問合せ先 内閣府男女共同参画局総務課 全国会議担当

TEL：03-5253-2111(内線 83751、83752)

詳しくは内閣府ホームページ(<http://www.gender.go.jp/>)をご覧ください。